

出産・子育てを応援します

伯耆町では、妊婦のみなさんと子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、給付金や支援手当を支給します。



出産・子育て応援給付金

妊娠届出時、出生届出後に保健師との面談を行い、給付金を支給します。
面談時には、給付金の申請をするとともに、妊娠期の過ごし方や出産後に利用できるサービスを確認します。心配・不安なことがあればご相談ください。

＜制度の内容＞	出産応援給付金（妊娠届出時）	子育て応援給付金（出生届出後）
面談・給付金の支給対象者	妊婦	新生児の養育者 (例) 新生児の母、一緒に面談した父 など
給付金支給額	妊婦一人につき50,000円	新生児一人につき50,000円 この給付金のほかに、条件を満たすと出産祝金（新生児一人につき50,000円）を加えて支給します。
申請方法	窓口で妊娠届出時に保健師と面談し、申請を受け付けます。	出産後、保健師がご自宅を訪問するなどして面談し、申請を受け付けます。
申請時期	妊娠中	生後4か月ごろまで
面談内容	○アンケートの記入 ○妊娠期の過ごし方や利用できるサービスなどの確認 ○出産応援給付金の案内、申請書の記入	○アンケートの記入 ○これから利用できる子育てサービスの紹介 ○子育て応援給付金の案内、申請書の記入
支給時期	申請受付後、2週間程度で口座へ振り込みます。	

問い合わせ先

■ 妊娠・出産・子育てに関する相談、面談について
健康対策課（子育て世代包括支援センター） ☎ 0859-68-5536
■ 出産・子育て応援給付金について 福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534



▲詳しくはこちら

乳幼児家庭保育支援手当支給制度

家庭での保育を希望する人が安心して家庭での子育てができるよう、支援手当を支給します。

＜制度の内容＞

	対象者	受給できる期間	給付の基準と給付額
①	育児休業給付金などの受給者	子どもの月齢が満9か月に到達した月から満18か月に到達するまでの間 ※最大10か月間	[子どもの月齢が満12か月までのとき] 1か月あたり育児休業給付金の6分の1の額 上限額 72,500円、下限額 33,000円 [13か月から18か月までのとき] 1か月あたり20,000円
②	①以外の人	子どもの月齢が満3か月に到達した月から満18か月に到達する月までの間 ※最大16か月間	[満12か月までのとき] 1か月あたり33,000円 [13か月から18か月までのとき] 1か月あたり20,000円

※該当の子どもが2人以上のときは、2人目5,000円、3人目以降3,000円を加えて給付します。

＜支給の制限＞

- 以下の場合などに該当するときは支給されません。
- ・ 保育所など保育施設に子どもを預けた、または入所措置の対象となった
 - ・ 児童手当法の所得制限額を超え、特例給付の対象となった
 - ・ 生活保護法による保護を受けている
 - ・ 保護者が子どもの養育を著しく怠っている
 - ・ 正当な理由なく支給認定関係調査に応じない など

※支給期間中にこれらの事由が起こった場合は、事由が生じた日が含まれる月分までの手当を支給します。

※事由が生じた日が月の初日（1日）であるときは、前月分までの手当を支給します。

＜申請に必要なもの＞

- ① 振込先の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ② 育児休業手当支給決定通知の写し（育児休業給付金の受給者のみ）

＜申請時期＞

給付できる期間の月齢に到達する月の前月から該当月の月末まで ※1日生まれのときは、前月末まで



▲詳しくはこちら

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534